

2021年9月29日
株式会社日本政策金融公庫

令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により
被害を受けた事業者の皆さまに対する特別措置について

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた事業者の皆さまに対して、9月28日付で特別措置の取扱いを開始しました。

特別措置は、①特に著しい被害を受けた区域内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等の皆さまに対して、既に取り扱いを開始している「災害復旧貸付」の利率引下げを措置するもの、②農業者の皆さまに対しては、災害関連資金の金利負担軽減措置を講じるものです。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、引き続き、迅速かつきめ細やかな対応を行ってまいります。

【特別措置の内容】

1. 中小企業・小規模事業者向け

対象者 (※1)	令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による災害(※2)により被害を受けた佐賀県武雄市及び杵島郡大町町の区域内に事業所を有する中小企業・小規模事業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当の機関から受けた方
具体的な措置内容	① 利率 融資後3年間、「災害復旧貸付」の利率を0.9%引下げ ② 利率引下げ適用の限度額 1千万円(中小企業団体にあつては3千万円)

(※1)日本公庫が取り扱っている国の教育ローン(教育貸付)についても、災害特例措置を追加実施(貸付利率の引下げ)します。

詳しくは、日本公庫ホームページをご参照ください。

(※2)8月16日に日本公庫ホームページ上にてお知らせした「令和3年8月11日からの大雨による災害」も含まれます。

<参考:「災害復旧貸付」の内容>

	国民生活事業(小規模事業者向け)	中小企業事業(中小企業者向け)
融資限度額	3千万円(※1)	1億5千万円(別枠)
利率	基準利率	
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)(※2)	

(※1)国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乘せされる金額です。

(※2)国民生活事業においては、一般貸付を適用した場合の融資期間(うち据置期間)です。中小企業事業の設備資金においては、融資期間15年以内(うち据置期間2年以内)です。

2. 農業者向け

対象者	令和3年8月7日から同月23日までの間の暴風雨及び豪雨による災害により被害を受けた農業者の方(集落営農組織等を含む)であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けた方
具体的な措置内容	<p>以下の災害関連資金について、公益財団法人農林水産長期金融協会が借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります。</p> <ul style="list-style-type: none">① 農林漁業セーフティネット資金（農業を営む方に融資するものに限る。）② 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）<small>(※)</small>③ 経営体育成強化資金 <small>(※)</small>④ 農林漁業施設資金（農業を営む方、農業を営む方の組織する法人又は畜産動物の診療の業務を行う方に融資するものに限る。）⑤ 農業基盤整備資金 <p><small>(※)負債整理関係資金を除く</small></p>